

平成28年度第1回門真市障害者地域協議会一会議録

開催日時：平成28年8月5日(金)午後2時

開催場所：門真市役所別館3階第3会議室

■会議次第

1 開会

2 議題

- (1) 委員の紹介
- (2) 平成27年度相談支援事業実績報告について
- (3) 門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業について
- (4) 門真市第4期障がい福祉計画の進捗状況について
- (5) 障害者優先調達推進法に係る平成27年度の取組状況について
- (6) 障害者差別解消法施行に係る本市の相談対応状況について
- (7) その他

門真市障害者地域協議会部会の再編成及び当事者の参画について

3 閉会

■配布資料

<事前配布>

協議会次第

- 資料1 門真市障がい者基幹相談支援センターえーる実施状況
- 資料2 門真市障がい者相談支援センタージェイ・エス実施状況
- 資料3 門真市障がい者相談支援事業所あん実施状況
- 資料4 門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業について
- 資料5 門真市第4期障がい福祉計画の進捗状況について
- 資料6 障害者優先調達推進法に係る平成27年度の取組状況について
- 資料7-1 門真市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領
- 資料7-2 障害者差別解消法対応状況報告シート
- 資料7-3 障害者差別解消法体制整備のイメージ図

<当日配布>

協議会委員名簿

座席表

門真市情報公開条例（抜粋）

審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）

門真市附属機関に関する条例（抜粋）

門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）

門真市第3次障がい者計画冊子

門真市第4期障がい福祉計画冊子

■出席者

委員： 小寺委員、香西委員、阪口委員、藤江委員、五十野委員、福田委員、岡村委員、脊戸委員、郡司委員、野志委員、中井委員、東野委員、松田委員、宮口委員

事務局： 保健福祉部障がい福祉課 北倉課長、東谷課長補佐、池尻課長補佐、奥谷主任、池田美主査、池田倫主査

傍聴者： 2名

■会議内容

事務局： 本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

ただ今から、平成28年度第1回門真市障害者地域協議会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を担当させていただきます障がい福祉課主任の奥谷と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。失礼して、座って司会進行させていただきます。

会議の公開につきましては、本協議会において、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護しつつ、原則公開の承認をいただいておりますので、公開といたします。

なお、本協議会での会議録につきましては、「門真市情報公開条例」の第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分に配慮した上、全文筆記で作成いたします。また、この会議録は不開示情報を除いて公開するものとなりますのでご了承下さい。

各委員等の氏名等につきましても情報公開の請求があった場合、公開することがありますので、ご了承下さい。

また、本協議会での会議録につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」第7条に基づき、協議会終了後、2週間以内に作成いたします。

それでは、早速会議に入らせていただきます。

事務局： ここで委員の出席状況について事務局より報告させていただきます。

事務局： 本日の出席委員は、15名中、13名でございます。

門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項により、委員の過半数以上が出席していただいておりますので、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

事務局： 次に、本日の会議資料等についてご確認をお願いします。

本日配布させて頂いております資料は、

協議会委員名簿

座席表

門真市情報公開条例(抜粋)

審議会等の会議の公開に関する指針(抜粋)

門真市附属機関に関する条例(抜粋)

門真市附属機関に関する条例施行規則(抜粋)

門真市第3次障がい者計画冊子

門真市第4期障がい福祉計画冊子

各計画の冊子につきましては、すでにお渡ししているものですので、会議中の参考資料としてご使用になり、お持ち帰りにならないようお願いいたします。
なお、新たに委員になられた方につきましては、お持ち帰り頂くようお願いいたします。

次に事前に郵送しております資料は、

協議会次第

協議会委員名簿

平成 27 年度相談支援事業実績報告としまして

資料 1 門真市障がい者基幹相談支援センターえーる実施状況

資料 2 門真市障がい者相談支援センタージェイ・エス実施状況

資料 3 門真市障がい者相談支援事業所あん実施状況

資料 4 門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業について

資料 5 門真市第 4 期障がい福祉計画の進捗状況について

資料 6 障害者優先調達推進法に係る平成 27 年度の取組状況について

資料 7 - 1 門真市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

資料 7 - 2 障害者差別解消法対応状況報告シート

資料 7 - 3 障害者差別解消法体制整備のイメージ図

でございます。不足等ありましたら、お知らせください。

事務局： それでは、議題①、委員の紹介にまいります。

本日は平成 28 年度第 1 回目の会議でございます。

人事異動等により、今年度、新たに委嘱させていただきました委員もおられますので、委員名簿の順にご紹介をさせていただきます。

種智院大学 教授で、本協議会会長の

小寺 鐵也（こてら てつや）様

門真市医師会 理事

香西 孝純（こうざい たかすみ）様

大阪府守口保健所 地域保健課長

阪口 浩二（さかぐち こうじ）様

門真市社会福祉協議会 課長

藤江 冬人（ふじえ ふゆと）様

門真市民生委員児童委員協議会 副会長

五十野 文子（いその ふみこ）様

門真市障がい福祉を考える会 代表

福田 章男（ふくだ あきお）様

晋栄福祉会 総合施設長

岡村 美範（おかむら よしのり）様

門真市障がい者相談支援事業所 あん 所長

脊戸 京子（せと きょうこ）様、脊戸委員は遅れてご出席の予定でございます。

大阪府立守口支援学校 校長

郡司 弘子(ぐんじ ひろこ)様
門真公共職業安定所 統括職業指導官
野志 秀憲 (のし ひでのり) 様
門真市身体障害者福祉会 会長で、本協議会副会長の
中井 悌治(なかい ていじ)様
門真市手をつなぐ育成会 理事長
東野 弓子(ひがしの ゆみこ) 様
門真クラブ・合同スタッフ会議 代表
松田 琴美 (まつだ ことみ) 様
門真市福祉事務所長
宮口 康弘 (みやぐち やすひろ) でございます。

ありがとうございました。

なお、大阪府中央子ども家庭センター企画情報室 総括主査 松村 由貴(まつむら ゆき)様は、欠席でございます。

事務局： 次に事務局職員の紹介をいたします。
障がい福祉課 課長の北倉でございます。
同じく課長補佐の東谷でございます。
同じく課長補佐の池尻でございます。
同じく主査の池田でございます。
よろしくお願ひいたします。

事務局： それでは、この後の審議につきましては、会長に議事進行を宜しくお願ひ致します。

会 長： それでは、議事に入ります。

議題②、平成 27 年度相談支援事業実績報告について、市が委託しております門真市障がい者基幹相談支援センターえーる、門真市障がい者相談支援センタージェイ・エス、門真市障がい者相談支援事業所 あん、よりそれぞれ報告をお願ひいたします。

えーる： 門真市障がい者基幹相談支援センター えーるの西川です。宜しくお願ひします。門真市障がい者基幹相談支援センターえーるは平成 27 年 3 月に開所したセンターで、今回が初めての 1 年間の実績報告となります。資料 1 の 1 ページをご覧ください。

門真市障がい者基幹相談支援センターえーるは職員体制 2 名で、門真市保健福祉センター 1 階にて事業を実施させていただいています。平成 27 年度の基幹相談支援センターの業務実施状況は、実相談人数 87 名、支援方法の総件数は 991 件となっており、その中でも特にケア会議数が 105 件と多くなっていることは、各関係機関と連携ができている結果であり評価できると考えています。

このケア会議 105 件のうち当センターの参加状況は、困難ケース等で当センターが中心となりケア会議を実施するパターンと、門真市や他の相談支援事業所から当センターへ参加依頼がありケア会議に参加するパターン、この 2 つのパターンがほとんどとなっています。そ

れ以外では病院の Dr、MSW からの依頼、学校、通所事業所からの参加依頼がありました。

目新しいところでは、障がいのあるお孫さんから祖母への家庭内暴力のケースで、平成 27 年 5 月に開所した門真市女性サポートステーション WESS（ウェス）とケア会議を合同開催したこともありました。

2 ページ、3 ページ目をごらんください。えーるの会議出席・開催状況と研修会の開催状況となっています。

平成 27 年度、門真市および相談支援事業所の課題はサービス等利用計画の全件作成となっていました。門真市内で活動する相談支援専門員がサービス等利用計画を作成する上で、サービス提供事業所と連携をスムーズにできる体制を構築する事と、地域のネットワーク構築を目的として、様々な関係機関に対して研修会・勉強会を計 19 回実施しました。この数字には虐待研修も含まれています。

この相談支援専門員と各事業所がスムーズに連携できる体制構築は各会議への参加目的の一つにもなっており、各会議等への出席状況は、門真市障害者地域協議会の部会に対して基幹相談として参画を依頼し、全部会の会議に参加ができており、また、門真市の障がい福祉に関係する会議に率先的に参加し、会議参加実績は 18 会議、述べ 84 回となっています。

先ほど述べさせていただいていましたが、門真市および相談支援事業所の課題となっているサービス等利用計画の全件作成ですが、平成 28 年 3 月末現在の 18 歳以上の作成率は 93%となっており、残り 7%のほとんどが市外の施設・GH 入所者などとなっているため、門真市内在住の対象者は平成 27 年度中にはほぼ 100%に近い作成率となっています。

さらに門真市の計画作成状況で評価すべき部分は、作成率とともに障がい者本人または保護者が作成するセルフプランや門真市が作成する代替プランを含まない、純粹に相談支援専門員等による計画作成率が 90.7%となっている点が上げられます。

門真市を除く北河内 6 市の相談支援専門員による 18 歳以上の計画作成率の平均は 48.1%となっており、門真市の 90.7%は非常に高い数値となっています。この数値は 8ヶ所の指定特定相談支援事業所による作成で達成されています。この 8 箇所には委託の相談支援事業所あん、ジェイ・エスも含まれています。えーるは含まれていません。これは相談支援事業所間のネットワークはもちろん、門真市全体の支援機関のネットワークが構築されたことにより達成された成果と考えています。

また、児童の計画では作成率が 100%となっており、内訳は 42.6%が門真市で作成する代替プランとなっています。100%のうち相談支援専門員による作成が 57.4%で、門真市で作成する代替プランが 42.6%になっています。この 42.6%のほとんどが門真市立こども発達支援センター利用の児童となっており、相談支援専門員が作成できないことによる代替プランではなく、すでに保健師等の専門職員が通所決定に関わる判断に関与していることを踏まえ、未就学児の障がい受容ができていないケースや障がい確定していないケースなど、保護者への配慮を含め門真市が作成する代替プランでの計画実施となっています。

サービス等利用計画全件作成後は、計画の質や内容を高めていく必要があり、現状の連携体制からさらにステップアップした利用者に対して質の高いチームアプローチができる体制構築が求められています。

P 3 の下は虐待に関する報告です。ページの一番下に注意書きをしています。この表は虐待認定された数ではなく、当センターが虐待通報や相談などに対応した人数で、虐待と認められなかった方も含みます。その実人数が 20 名になります。

その 20 名の中、虐待認定された方が 2 名となります。この 2 名とも虐待者が養護者となっています。

門真市内で虐待認定された方が 3 名で、その内当センターで関係を持ち、関係や環境改善のため支援させていただいているケースが 2 名となっています。

センター開所時から市と共同で門真市独自の虐待フローチャートを作成し、市と当センターの役割分担を明確にしていたため、虐待発生から支援に至る実際の対応について門真市と連携しながら対応する体制ができており、市と当センターが協働し支援することが出来ている点は評価できると考えています。

当センターが関わるケースの中で、生活保護に該当しない低所得世帯等で、障がい基礎年金の大半が家族の生活費となっているケースが見られます。これらのケースの一部で、本人が年金を家族の生活費に充てることを同意している場合や、これまでの生活の中でその事が家族の常識となっている等、各々の個人や家族の考え方や生活状況が異なり、障がい者虐待には当てはまらないが障がいのある方の権利や社会参加を阻害する原因となる場合があります。障がい者虐待に当てはまる可能性があったとしても問題を抜本的に解決する有効策が提案できず（提案したが家族や本人が拒んだケースを含む）、センターとして継続的な見守りとなっているケースも多く見られ、貧困世帯が多い門真市特有の問題点となっています。

全体のまとめです。平成 27 年度の当センターの優先業務を門真市の各関係機関のネットワーク強化と位置づけて事業を実施してきた中で、この優先業務について高い評価ができる実績数と考えおり、困難ケースや総合相談（障がい種別を問わず相談対応を実施）も対応できていると考えています。

ただ優先すべき業務以外にも、基幹相談支援センターに求められる業務は障がい者虐待防止に向けた啓発活動、障がいのある方が病院・施設から退院・退所し、地域で安心して生活できるよう地域住民へ障がい者の地域移行への取り組みに関する理解促進、成年後見制度の普及などその他も多くあります。

これらの業務がほとんど手付かずの状態となっているおり、今後基幹相談支援センターとして実施できる体制を構築していかなければなりません。そのためには基幹相談・委託相談・指定特定・一般相談（地域移行、地域定着）など各種相談支援事業間のさらなる連携強化と、各種相談支援事業の役割について明確にしていく必要があると感じています。

この各種相談支援事業の役割を明確にすることは当センターの課題解決の手段の一つであると同時に門真市の地域課題でもあると考えています。

厚生労働省からの通達で平成 27 年度末までにサービス等利用計画全件作成が義務とされました。計画相談の実施を早急に進めていかなければならなかった状況の中、これまで委託相談支援事業所であるあんとジェイ・エスが計画相談の中心を担ってきた現状があります。平成 27 年度に新規開設した指定特定相談支援事業所が増えて計画相談全体の委託相談支援事業所が受け持つ割合は少し軽減しましたが、現在も約半数近くは委託の相談支援事業所が担当しています。

本来、財源が異なる 4 つの相談支援機能、委託相談・基幹相談・指定特定・一般相談を門真市の地域に重層的に体制整備することが相談支援の充実、障がい福祉の向上に繋がります。各相談支援の役割を明確にすることはとても重要だと考えています。以上がえーるの報告です。

ジェイ・エス： 門真市障がい者相談支援センタージェイ・エスの中村と申します。よろしくお願ひいたしま

す。

資料2をご覧ください。

職員数は、正規職員 4名（うち相談支援専門員3名） 非常勤職員 3名（うち相談支援専門員3名）職員数は昨年度6名から7名に増えております。

また昨年度に比べて相談支援専門員が2名から6名に増えており、今年度も1名研修を受ける予定をしております。

個別支援につきましては、障がい種別や年齢別の割合は例年と大きく変化はありません。例年同様、全相談者数の約7割は療育手帳を持っている方となっています。

少しずつですが、発達障がいの方・難病の方が増えおり、難病の方への関わりについては医療機関や保健所さんとの連携しながら進めています。

男女別実人数につきましては、毎年度、男性からの相談の方が多く、こちらも例年と変化はありません。

支援方法別延べ人数につきましては、こちらの方も、支援方法の割合は例年と変わりなく、訪問と来所相談、電話相談が多くなっておりますが、27年度多くなったものとして、メールでのやり取りが増えてきております。

支援内容につきましては例年通り、福祉サービスへの相談、地域の社会資源の紹介や活用についての支援が多くあります。また相談を受ける際は基本的には福祉サービスの相談が多いのですが、生活技術や不安の解消医療に関することなど同時に複数の相談を受けることも多くあります。

相談経由につきましては、こちらも割合は例年と変わっておりません。

平成27年度の相談傾向については、知的障がい者（男性）では比較的軽度の障がい者からの相談が多く見られ、相談内容としては、生活全般の相談（引越し、各種手続き、お金の使い方）等が多くありました。また親の高齢化や親亡き後の支援として生活の場を一緒に考えるといった相談も多く寄せられ、グループホームや短期入所実際に繋ぐことができたケースもありました。

知的障がい者（女性）では引きこもりとなっていた方が就労支援などの福祉サービスを利用し、自分の居場所を見つけることができたケースが何人かありました。また前年度と同様に妊娠、出産、育児、恋愛などの相談も多く寄せられています。

知的男性と女性では相談内容も少し違っていることが印象的です。様々な相談があるのでひとくくりにはできないですが、傾向として男性は金銭面、女性は人間関係といった印象に感じます。

身体障がい者については入退院に伴う支援が多く見られました。医療面と金銭面への支援を多く実施し、また介護保険制度を合わせて利用されている方も多く、ケアマネジャーとの連携も実施しています。医療や高齢など障がい福祉以外の機関との繋がりがより強くなっている印象です。

また虐待事案で対応するケースもありました。

障がい児については、保護者が療育手帳を持っており、保護者にもサポートが必要な家庭基盤が弱い世帯に対して、支援に入るケースがありました。そのため福祉機関だけではなく学校を含めた多くの機関との連携が必要になる場面が多くありました。

会議につきましては、例年通り会議に出席させて頂いております。27年度は部会の再編が行われた年度でもありました。

また門真市生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議が新たに増えています。

今後も、生活困窮者・差別解消・難病・その他などの会議や研修に参加していきたいと思っております。

グループ活動への支援については昨年度と同じ内容になっております。ボウリング大会については招待してくれていたボウリング場の閉鎖に伴い平成27年度をもって最後となっています。

認定調査は136件、サービス等利用計画の作成率が平成27年度中に100%に近い達成率となりました。これは基幹相談支援センターえーるを軸に各指定特定相談支援事業所と共に協力、連携しながら進めていった成果かと思われま。す。今後はサービス等利用計画の質をより向上させていくこと、サービス等利用計画の作成をする相談支援事業所が増えたことにより基幹相談支援センター、委託の相談支援事業所、指定特定相談支援事業所がより機能して行けるような連携と住み分けが必要であると考えています。

総括としましては、平成27年度の全体の傾向として軽度の障がい者からの相談が多かったと思われま。す。相談内容としては金銭面、生活技術面での相談が多く、地域で生活をしていく上でお金とその使い方、生活面での知識や技術、家族や人間関係についての相談が当事者より継続的に求められています。

その一方でサービス等利用計画の作成が行われるようになり、各相談支援事業所にその相談が分散され相談件数の割合は前年度よりも減っています。

センターに来所できない方や当センターの存在を知らない方もまだまだおられるのも事実であり、これからも当センターはアウトリーチ活動や周知活動を強化していきたいと考えています。

周知活動の一つとしては、当センターが参加しております地域福祉連絡会よりボランティアフェスティバルに参加し周知活動を行っております。また医療・高齢の機関との関わりも増えているので、当センターの存在を障がい福祉以外の機関にも周知していきたいと思っております。

アウトリーチ活動については、自宅訪問はもちろんですが、必要に応じて同行などもおこない、電話だけでなく顔を見て支援を心がけてきたいと思っております。その事で関係性を築くことができ、また訪問により自宅の様子なども伺うことにも繋がるかと思っております。

また平成27年度の特徴として障がい分野を超えた機関との連携が多かったように思います。弁護士、検事、引っ越し業者、リサイクル業者、不動産、電話会社など、様々な機関と繋がりがありました。しかし、その一方でまだまだきめ細やかな連携ができていない部分もあります。お互いの機関の役割を相互で理解し合いながら途切れない支援を行ってきたいと考えております。

これらのネットワークをどう機能させていくか。そのために各機関とどう連携していくかその中身や質が求められています。

平成27年度の活動内容や課題を踏まえながら次年度、今年度の活動に生かしていきたいと思っております。ジェイ・エスからは以上です。

あ ん： 障がい者相談支援事業所あんの高田と申します。よろしくお願ひいたします。

あんは、職員体制は、専従1名、兼務が0.5名で、1.5名体制で精神障がいの方の支援を中心に実施しております。数字等は資料のとおりですが、利用人数につきましても、重複障がいの方はありますが、精神障がいの方がほとんどとなっております。男女別では、女性の方が少し多くなっており、不明の方は電話での問い合わせ等だけで不明となっております。

件数に関しましては、去年は2,111件と2,000件を超えた形で支援しております。支援方法、支援内容はこちらのとおりとなっております。また、会議・打ち合わせ等につきましても、地域の様々な会議に出席させていただいており、地域課題について考えさせていただく機会となっております。

前半は、門真市障害者地域協議会とその部会、後半はその他の地域で行われております会議で、地域の福祉関係との連携を取っているという状況です。指定特定相談支援事業を受けておりますので、サービス等利用計画を作成しており新規及び継続更新が188件、障がい支援区分認定調査の委託を受けておりますので、54件を実施しております。

一般相談支援事業、精神障がい者地域移行アドバイザーは大阪府からの委託を受けており、長期入院をしている精神障がいの方への退院の支援をしております。北河内圏域で入院をしている方への退院の支援を実施しており、個別の働きかけとしては、9名、地域移行支援の個別給付としての働きかけは1名です。昨年度からは京阪病院の協力を得て、病棟訪問を10月より月1回実施しております。

サービス等利用計画では、昨年度門真市全体で100%近くなっております。今後は新規ケースが中心になるとみられ、依頼件数は落ち着く見込みとなっております。これまで、サー

ビス等利用計画を 100%作成することに重きを置いてきましたが、サービス等利用計画を作成する相談支援事業所が増えたことから、今後は相談支援事業所の業務の住み分けが検討される予定です。

サービス等利用計画の作成とともに、福祉サービスの調整と同時に世帯全体の総合的な支援が必要なケースが増えており、母子家庭や高齢の両親と障害を持った本人への支援等、教育、育児、介護等、市役所内でも複数課や他分野の機関との連携も必要となってきております。

障がいのある方が 65 歳に達して介護保険への移行が余儀なくされるケースが多くなってきております。障がいのある方が生活に困らないような支援が必要となっておりますが、精神障がいのある方へはなかなか要介護度が出ない状況があり、相談支援事業所が支援をしてサービスの支給量が減らないような支援を今後考えていかないといけない状況です。アルコールや薬物依存の方への障がい福祉サービスの利用が必要な方への支援も実施している状況です。

また、サービス等利用計画自体は就労支援や教育の分野でも周知が進んできておりますが、介護保険分野ではケアマネ 1 人あたりの担当人数が決まっておりますが、障がい分野では上限が決まっていないため、障がい福祉課と協議のうえ、担当できる範囲で計画の作成を行っており、当センターでは 1.5 人で 188 件を作成しております。求められる内容は介護保険と大きく違いはないものの、簡単に人数を増やせる状況ではないため、今後事業を安定的に実施するための課題の一つと考えております。

また、委託相談の役割といたしましては、困難事例への対応を求められていると思います。

27 年度も困難事例が多くなってきている中で、精神科の病気があると思われるが未治療の方、関係機関で対応に困っている方、病識が本人になく刑務所出所後の短期調整がされないまま出所される方、など相談内容は多岐に渡っています。今後は、サービス等利用計画作成の段階で、他のサービス等利用計画作成事業所が受けられたケースの中でも精神障がいのある方で対応困難な方については、委託相談支援事業所が引き継ぐケースが多くなるのではないかと考えております。以上で、相談支援事業所あんからの報告を終わらせていただきます。

会 長： 各相談支援事業所からの報告をいただきましたが、この件に関しまして委員の皆さまご質問ご意見等ございませんか。

E 委員： いろいろ勉強不足ですので、質問をさせていただきたいと思いますが、基幹相談支援センターえーるにお聞きしますが、サービス等利用計画作成がほぼ 100%に近いと報告がありましたが、それは福祉サービス事業所を利用している、また利用しようとしている方の中で、ほぼ 100%に近いということですか？

えーる： 利用されている方は、利用希望があることをすでに市に伝えている方ということでしょうか？

E 委員： はい。

えーる： 利用されている、また利用希望されている方の中で 100%近いということです。福祉サービスと言いましても、市町村事業である移動支援事業ですとか日中一時支援事業などは対象になっていないので含まれていませんが、その他の障がい福祉サービスに関わるサービスをお使いになっている方のサービス等利用計画が 100%に近いということです。

E 委員： ありがとうございます。
その実数というのは何名くらいなのでしょう？

えーる： 27年度末で成人の方が951だったか、1,000人にちょっと満たない程度、児童の方が260～270人だったと思います。

E 委員： 門真市の療育手帳所持者の推移とかいろいろありますよね。

18歳以上と18歳未満の方は1,175人ということですが、自宅で待機とか、在宅なさっている方の掘り起こしをしなければならないというのがジェイエスさんが言われていたこの部分の方ですよね。分かりました。

えーるさん、ジェイエスさん、あんさんそれぞれにお聞きしたいんですが、最近ジェイエスさんはメールによる相談が多くなっているということでしたが、あんさんの方はメール相談は一桁しかないんですが、何かその抵抗性があるんですかね。

ジェイエス： メール相談についてですが、ジェイエスの方はメールによる相談をされている方は限られていて、何度もやり取りするという形でして、たくさんの方がされている訳ではないんですけども、ただ今関わっている中では、電話はしにくいけどメールだったらやりやすいという傾向があるようで、声掛けをするとメールの方がいいと言われる方も多かったのが印象的でして、メールアドレスを名刺にも書いていたり、付け加えてご案内もさせていただくようにしています。

E 委員： そうですね。メールで相談される方は常習的にされるでしょうね。回数としても1人当たりの件数も多くなるでしょうね。ありがとうございました。

あ ん： あんですけれども、基本的に当事者の方からメールでのご相談を公に受けている訳ではありません。というのが、文面になりますとうまくニュアンスが伝わらないとか、精神障がいの方には細かいところを気にされる方が多いので、基本的には電話・来所・訪問にて相談を受けております。ここに挙がっているメール相談というのは、関係機関からの相談ややり取りということになります。

E 委員： ありがとうございます。

会 長： 他にないでしょうか。

L 委員： サービス等利用計画は、当初は2カ所で作成しているとのことでしたが、現在は相談支援センターが8カ所で計画を作成しているということですので、現在作成しているすべての事業所をリストにして資料にするべきではないかと思います。それから、この表ではサービス等利用計画の動きが分かりにくいので、月ごとに計画の作成とモニタリングに分けて数を計上するなど、私たちが相談支援事業所の動きについて把握できるよう、分かりやすいものにしてもらえればと思います。

それと、地域協議会の時間が限られておりますし、資料は読んできておりますので、できたら報告は短くしてもらって、他の協議ができる時間を配分してもらいたいと思います。以上です。

会 長： サービス等利用計画の作成事業所を一覧にもらって、どれくらい計画を作成していて、

モニタリングを実施しているか等をできれば分かりやすく資料にしてもらえればと思います。

他、ございませんでしょうか。

私の方から1点だけ「あん」さんにお聞きしたいんですけども、資料3の2ページにねや川サナトサブワーキングってありますよね。寝屋川市の自立支援協議会の中のサブワーキンググループだと思うんですけども、これはねや川サナトリウムに入院されている方の地域移行を中心としたテーマで実施されているのか否かということと、ねや川サナトリウムに入っておられるのは寝屋川市の方もおられるでしょうし、門真市もおられるでしょうが、そのほかの市の方もおられるでしょうから他市の方も構成メンバーに入っておられるのかどうかその辺を聞かせてもらえるでしょうか。

あ ん： こちらのねや川サナトリウムのサブワーキングは、ねや川サナトリウムの職員のPSW、看護師、寝屋川市障害福祉課、寝屋川市の相談支援事業所のあおぞら、寝屋川保健所、あんが参加しています。ねや川サナトリウムのサブワーキングに関しましては、アイオス寝屋川市の担当の方から依頼を受けて参加させてもらっていますので、この協議会が立ちあがる前から地域移行や退院促進をしてきたということで、これまでのいろんなノウハウや意見をいただきたいということでしたので、この協議会が市町村単位になってからも、協力させていただいているという状況です。基本的には、ねや川サナトリウムから退院していく方への支援をしていますので、門真市に限らず、ほかの市の方もおられますが、地域移行に関して助言や意見をさせていただいているといったところです。

会 長： ありがとうございます。

他、ございませんでしょうか。

それでは、議題③、門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局： 北倉でございます。

それでは、私より、議題③、門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業について、ご説明させていただきます。

資料4をご覧ください。

この事業につきましては、前回の本協議会で、ご説明させていただいたところでございますが、事業開始までの具体的なスケジュール、必須事業項目、基本応募条件等が固まりましたので、資料4に基づきまして、ご説明させていただきます。

まず、1番の事業の概要につきましては、国の指針や大阪府及び本市の障がい福祉計画に基づき、障がい者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えまして、障がい者等やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、グループホーム、短期入所、相談支援など、居住支援のための機能を一つの拠点に集約する多機能拠点整備型の地域生活支援拠点の整備を図るものでございまして、この拠点整備のイメージ図等につきましては、前回の本協議会でも配布させていただきましたが、資料4の2枚目の別紙、厚生労働省の資料から抜粋しました「地域生活支援拠点等の整備例①（多機能拠点整備型）」の通りとなります。

整備にあたりましては、公募にて選定された事業者に本市が保有する土地を有償貸与しまして、事業所と協働して施設設計した後、民設民営方式による施設の建設及び事業運営を行うこ

ととしております。尚、建設予定地につきましては、皆様、ご存じのことと思いますが、資料4の3枚目の別紙に地図を付けさせていただいております通り、所在地は本市の桑才新町860番2で、現在のジェイエスステージの裏の土地になります。

次に、2番の事業開始までのスケジュールでございますが、すでに終了しているものもありますが、募集要項の配布期間を平成28年6月28日から7月11日までの2週間、現地説明会の申込期間も同じ期間に設定しましたところ、2事業者から申込がありまして、7月12日に現地説明会をさせていただきました。事業に対する質問につきましては、4項目の質問票の提出がありまして、7月22日に市ホームページ上にて回答させていただいております。応募申請につきましては、7月25日から29日までの5日間で受付させていただきましたところ、1事業者から申請があり、今年8月19日に事業者選定委員会を開催することとしております。審査結果の通知につきましては、8月30日までに行い、事業運営開始日は平成30年4月1日としております。

尚、事業運営開始日でございますが、前回の本協議会では、種々の調整を考慮し、無理のないスケジュールで平成31年4月1日と報告しておりましたが、グループホームや短期入所サービスにつきましては、かねてより、利用者の方や障がい者団体様からの強い強いニーズを受け止めておりますことから、選定委員会の開催等を早める等、スケジュールの見直しを行い、1年前倒しの計画に変更しております。

次に、3番の必須事業項目でございますが、本市は北河内7市の中でもグループホームや短期入所等の社会資源が非常に少ないことから、重症心身障がいや強度行動障がいがある障がい者等も利用が可能な短期入所を6床以上、グループホームと合わせて、計20床設置することとする他、障がい者及び障がい児の相談支援を行うこと、障がい者虐待相談等、緊急時における平日夜間と祝休日対応を行うこと、その他、付加機能につきましては、本協議会や本協議会の下部組織でありますサブ協議会等での意見も踏まえまして、本市と選定事業者との間で、協議を行うこととしております。

次に、4番の主な基本応募条件でございますが、平成28年4月1日現在、北河内7市内におきまして、グループホーム、短期入所のサービス提供を行っていること、障がい者、障がい児に対する相談支援事業及び計画相談支援を行っていることとしておりますが、現時点で、これらの条件を全て満たしていることとしますと、応募対象の事業者がかなり限られてしまいますので、より幅広い事業者に応募していただくために、※印をしております短期入所のサービス提供、相談支援事業及び計画相談支援につきましては、事業運営開始までに行えることとしましたが、先程、ご説明させていただいた通り、応募申請は1事業者のみとなっております。その他の主な応募条件としましては、建設予定地の近くにバス停が無い、駅から遠い等、交通の便の悪さのご意見もいただいておりますので、施設を利用する障がい者に対し、移動手段として、送迎車等の確保に努めること、国の補助金を活用した施設整備及び安定的な運営を図ることとしております。

門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業についての説明は、以上でございます。

会長： ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について委員の皆さんからのご質問、ご意見等ございませんか。

K委員： この施設は、大変必要な施設と思っております。6月から大阪府の方の障がい計画の見直し

検討委員会の委員に委嘱されまして、会議に出させてもらっているんですけども、そこでも地域移行の重要性について言われておりまして、こういう対象者や退院者の方が地域移行をするについては、一番重要なことはグループホーム等の受け皿が必要であると言われております。こういう施設につきましては、府の方では、建物の建設に反対をしていくというような問題が随所におこってくると言われているんですが、この場所を見させてもらう限りにおいては周辺の環境が住宅密集地では無いようですので、この件に限ってはそういう問題はあまり出てこないかなと思いますが、これまでに近隣住民に対しては、施設の立地予定を説明されているものかということが1点、この土地は市有地を有償で賃貸にすることですので、この事業者募集の時に、賃料等についても触れられておるのか、賃料についてすでに内定されているものか、募集要項の条件の中に数字を入れられているものなのか、当初2事業者の申し出があったが、実際に応募されてきたのが1事業者ということであれば、自動的にそこへ持っていくのが通常とは思いますが、ただこの審査の結果で見送ることがあるのかどうか、これらのことについてお聞きしたいと思います。

事務局： まず、地域住民への説明でございますけれども、現在のところ説明はさせていただいておりません。事業者を選定しましてから、国の補助金を活用して建設することとなっておりますので、万が一国の補助金の決定が下りなければ、予定通り建設できるかどうか不透明なところもありますので、実際建設が決定して、竣工が決まりましたら、事業開始までに地域住民へは説明をしたいと考えております。

賃料についてですけれども、賃料がいくらになるのかは募集要項には明記しておりません。

実際の賃料につきましては、来年、不動産鑑定士に不動産鑑定を委託しまして賃料を決めますので、今現在、賃料は決定しておりませんので、募集要項には載せておりません。

ただ、新規事業ということで、重度障がい者の方を対象としますので、事業者へは負担がかかりますし、建設費用も莫大になることが予想されますので、募集要項には賃料は5年間時価よりも半額とすることを記載しております。

応募事業者についてですけれども、1事業者ではありますが、選定委員会で選定するにあたりましては点数で選定をいたしますが、足切り点を設けておりますので、1事業者だからといって自動的に選定されるというわけではなく、足切り点をクリアした場合に選定させていただこうと思っております。以上です。

K 委員： 今、答えがあったわけですが、地元説明会が結果的にすべて決まってから行われるというように受け取ったんですけども、本来社会的な問題が発生する懸案については、決定してからでは遅いのではないかと一般的な見方として思うわけです。ですから、公共施設を建てるのについても、周辺の方からすれば、「あそこに何々が建つらしい」ということはすぐに広まることなんですね。他の場所の件でもすでに決着された件でも、もうほとんどの方に知れ渡るまでには、特定の周辺の方は早くにそういう情報をキャッチされております。私も以前に1箇所できた時には、私も耳にしていなかったけれども、その場所の近くの住民あるいは事業者の方からもうすでに「こういう施設が建つらしいですな」と早い時期に言われたことがありますので、役所から正式に発表がなくても事前にそういう情報は入るのではないと思うわけですが、大事なことは、社会施設を建てる時には、その施設がどのようなもので、何の目的かという情報は地元には事前に説明を行うべきではないかと思うわけです。また、施設コンフリ

クトの問題がもし発生した時には、どのように対応するのか、大阪府との連携は考えられるのか、そのあたりの考え方を聞きたいと思いますし、この市有地は市民の財産なわけですね、市民の財産を第3者に賃料で貸しますよということですので、これは重大な問題点だと思いますので、結果的に行政から一方的に決まった結果を知らせてもらうと、民間の不動産のとらえ方と、行政の土地の価値観に大きな開きがあるので、住民から苦情が出るような賃料の決定額が出ると、あとで問題が起きてくるのではないかと、だから公有地を貸す場合には、あくまでも市民の財産であるということを中心とした考え方で賃料の積算をしてもらいたいと思いますので、これはあくまで1つの要望ですけれども、先ほど申し上げた点についてはどのようにお考えであるか、大阪府との連携についてはどのように進められるのかわかる範囲で教えてください。

事務局： 大阪府との連携ですけれども、この事業の補助金は大阪府と国の合算の補助金となっておりまして、大阪府の窓口が補助金の受付窓口となっております。基本的には事業者が府の窓口で申請をいたしますが、門真市の新規事業でありますので、事業者が選定されまして、申請する際には市の職員も随行しまして、補助金の確保の後押しをしたいと考えております。

会長： いわゆる施設コンフリクトの話なのでね、要するに門真市で以前にそういう事案があったかどうかわかりませんが、いわゆる近所の方が迷惑施設だと言って反対運動が起こるとか、地価が下がるとか、いろんなイチャモン言ったらおかしいですけども、そういうことを言って反対されるという事案が過去にあったのかどうか、もしそのようなことが起こった場合には、どういうスタンスで門真市が対応されるのか、事業者任せにするのか、きちんと行政もコンフリクトに対する対応をしていくのか、そういうことをK委員は聞いたんだと思うんですけどね。いかがでしょうかね。

事務局： 過去にそういった反対運動が起こったかどうかは記憶にないですが、もしそういった反対運動が起こったとしても、もちろん事業者任せにはせずに、市と事業者で対応させていただきたいと思っております。

K委員： 1つ1つ細かくお尋ねしても、今お答えできる状況ではないとは思いますが、ただ、これから進めていくのは事実なので、ですからこんな予定ではなかったという結果が出るようなことだけは避けてもらいたい。そのためには事前にあらゆる範囲から研究してもらって、市としても事業者としても周辺にしても施設ができて良かったなと思えるような施設にしてもらいたいことを強く要望しておきます。

会長： 他、ございませんでしょうか。

A委員： 率直な疑問なんですけど、賃料が決まってないのに応募していて大丈夫かなという気がします。もし、賃料が決まって、それはちょっとやめておきますというようなことはありえないんですか。

事務局： 募集にあたりましては、質問を受け付けておりまして、賃料に関する質問が出るかとは思っていたのですが、質問が出ませんでしたので、あえて賃料に関する額は公表しなかったのです

が、ただ、実際には不動産鑑定をしないと実際の金額は出ないですが、参考価格としまして行政財産使用料で計算をしますとだいたい月 14 万円という額が出ております。これはあくまでも参考価格ですけれども、質問が出た時にはこの額を参考にお伝えしようと考えておりました。

K 委員： 月 14 万円。何坪あるんですか。何㎡ですか。

事務局： 942.5 ㎡ですね。

K 委員： 300 坪ですね。いやあこれね、現実には過去に、2、3 年前にもあったんですよ。市が民間に貸した土地。その時の鑑定士が 2 社入ってました。その 2 社がもうわずかの違いの金額が出てました。私は資料も持ってますけども。

その当時、いわゆる民間の所有地やったらね、裸で貸す土地の単価と、その上に何十年も継続して使う施設を建てる場合とは違うわけですよ。ですから建物を建設させるという場合は、裸で貸すよりその何倍かの金額で民間ははじいて貸すわけですね。ところが、現実にあった問題は、民間の賃料より逆に 3 分の 1 以下くらいの金額がはじかれておったんですよ。これはどこが査定したのか、と言っておったんですけども、査定会社もわかりましたので、調べてみたんですけども、これが本当の鑑定か、正確な鑑定額かという疑問を私は今でも持っております。これから公有地を民間に賃貸する場合は、やっぱりそれはそれとした賃料の計算の仕方があるはずだと思いますので、また、おそらく鑑定士も同じ鑑定士が出てくるんじゃないかと思えますけども、こんなべらぼうに安い金額で市民の大切な資産を一定業者が長年に渡って使用出来ると、こういうことについてはやっぱり私は疑問を感じずにはいれないと。前の時の資料も全部持っていますが、異議の申立てというか、不満の持って行き場所がその時にはもう私も議員を辞めていたので、正式に議会の場所です出すことはできませんでした。ですからそういうことがまずないように、本当は賃料を計算して、賃料をいくらいくらでかけますということについては議会にかけろべき問題。市民の財産だから。それが省かれて、一番最後になるという事態は公有地を賃貸する場合の手順としては大きな間違いというふうに思います。考えておいて欲しい。

会 長： 他、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、いろいろ意見が出ましたので、その辺も踏まえて事務局よろしく願いいたします。

では、次の議題に移ります。議題④、門真市第 4 期障がい福祉計画の進捗状況について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局： 池田でございます。

それでは、私より、議題 4、門真市第 4 期障がい福祉計画の進捗状況についてご報告させていただきます。

資料 5 をご覧ください。

門真市第 4 期障がい福祉計画の平成 27 年度実績値が確定いたしましたので、月平均見込量と実績値に基づく、計画の進捗状況を報告させていただきます。

資料 5 の表では、数値に大きな変化があった項目を網掛けにしておりますが、特徴的な部分

を抜粋して報告させていただきます。

1 ページをご覧ください。

まず、表の見方ですが、各サービス種別の表を作成しておりますが、上の表左側が 24 年から 26 年度の第 3 期障がい福祉計画の利用者数の推移、右側の表が 27 年度から 29 年度の第 4 期障がい福祉計画の利用者数の推移及び利用見込み数、下の表が利用時間数、または利用日数の推移になります。

また、各障がい種別に、見込み量に対する実績値を挙げており、対見込率が 100%を超えるものは、見込量よりも実績値のほうが上回っていることを示します。

まず、居宅介護でございますが、身体障がいのある人の利用者数は 115 人から 121 人とほぼ横ばいで推移しており、27 年度の見込み量とほぼ同等でした。利用時間数は、見込み量を 26 年度 4,771 時間から 27 年度 3,456 時間へと下げたものの、実績時間は 26 年度 2,935 時間から 27 年度 2,719 時間と 26 年度を下回っており、対見込み率は 78.6%となっております。

知的障がいのある人の利用者数は 26 年度 97 人から 27 年度 124 人と 26 年度に比べ 127.8% 増加し、27 年度の対見込み率は 144.1%と障がい種別の中で一番伸び率が高くなっております。利用時間数の見込み量では、26 年度 539 時間から 27 年度 860 時間へ大幅に増やしたものの、実績値は 26 年度 884 時間から 27 年度 1,077 時間と対見込率では 125.2%と見込み量を上回っております。

精神障がいのある人の利用者数は 26 年度 93 人から 27 年度 102 人と徐々に増加しており、27 年度の対見込み率も 117.2%と上回っております。利用時間数は 26 年度 966 時間から 27 年度 895 時間と減少しており、対見込み率は 93.5%と見込み量を割りました。利用者数が増加し、一方利用時間は減少したことにより、障がいの程度が軽度の利用者が増加したためと思われま

す。児童は利用者数が年々減少しており、27 年度の対見込み率は 84.6%と利用者数では唯一 100%を下回りました。利用時間数は横ばいであり、放課後等デイサービスの利用が進んでいるため減少したものと考えられます。

続きまして、2 ページをご覧ください。

重度訪問介護でございますが、26 年度と 27 年度を比較しまして、身体障がいのある人の利用者数が、10 人から 13 人に増加しており、27 年度の見込み量を 26 年度 4 人から 10 人へと倍以上に増やしたものの、見込み量を上回っております。利用時間数につきましても、537 時間から 1,554 時間へと 3 倍近くに増加しており、対見込み率は 280.5%となっております。

このことから、重度訪問介護につきましては、見込み量の見直しが必要な項目と考えられます。

尚、重度訪問介護につきましては、26 年度より、知的障がい、精神障がいのある人へも対象が拡大されたところでございますが、表に記載の利用者数につきましては、知的障がい、精神障がいとの重複を含んだ数字となっており、知的障がいのみがある人、精神障がいのみがある人の利用はございませんでした。

続きまして、3 ページをご覧ください。

行動援護でございますが、知的障がいのある人の利用者数は 11 人と見込み通りであるものの、利用時間数は 26 年度 254 時間から 27 年度 326 時間と大きく伸びております。行動援護事業所が増えたことによる、移動支援から行動援護への切り替えや、グループホーム入居者の利用が増加したためと考えられます。

次に、その下の生活介護でございますが、精神障がいのある人の利用者数は26年度6人から27年度10人へと増加しており、対見込み率は200.0%となっています。また、次の4ページの利用日数では、26年度25日から27年度30日に増加しており、対見込み率は150.0%となっております。

続きまして、4ページ下の短期入所でございますが、知的障がいのある人の利用者数見込みを26年度27人から27年度69人に大幅に増やしたものの、27年度利用者数は82人となり、対見込み率では118.8%となっております。次の5ページの利用日数では、26年度124日から27年度195日へと157.2%の増加率となり、対見込み率でも141.3%と見込み量を大きく上回っております。保護者の高齢化に伴う利用や、施設入所に至るまでの期間を短期入所で過ごすなどの理由が考えられます。児童も利用者数、利用日数ともに増加しており、児童の市内短期入所事業所の開設に伴うものと思われま。

このことから、短期入所につきましては、見込み量の見直しが必要な項目と考えられます。

続きまして、その下の自立訓練をご覧ください。

利用者数はいずれの障がいについても横ばいとなっておりますが、利用日数は精神障がいのある人は26年度59日から27年度81日と増加しており、対見込み率は124.6%となっております。26年度当初に、市内に精神障がいのある人を対象に、新たに、事業所が開設したことから、精神障がいのある人の利用日数が増加しているものと考えられます。

次に6ページをご覧ください。

就労移行支援でございますが、どの障がい種別につきましても利用者数は増加傾向にあります。知的障がい及び精神障がいのある人は利用日数が減少しております。利用者数増加及び利用日数の減少の理由としましては、市内に新規事業所が開設したこと、就労継続支援B型利用のための短期間のアセスメント利用が増加したためと考えられます。

このことから、就労移行支援につきましては、見込み量の見直しが必要な項目と考えられます。

続きまして、その下の就労継続支援A型をご覧ください。

市内及び近隣市で就労継続支援A型事業所が増加していることから、どの障がい種別につきましても、利用者数が増加しております。中でも知的障がいのある人の利用者数の伸びは大きくなっており、対見込み率は333.3%となっております。次の7ページをご覧ください。利用者数の増加に伴い、利用日数の増加が著しく、対見込み率は身体障がいのある人は275.4%、知的障がいのある人は294.4%、精神障がいのある人は165.3%と見込み量を大きく上回っております。

このことから、就労継続支援A型につきましては、見込み量の見直しが必要な項目と考えられます。

次にその下の就労継続支援B型でございますが、どの障がい種別においても横ばいで推移しております。

続きまして、8ページをご覧ください。

施設入所支援でございますが、身体障がい、知的障がいのある人の27年度入所者数はともに26年度と比較して減少しております。グループホームへの地域移行や死亡者が、新規入所者より上回ったためと考えられます。

次に、その下の共同生活援助、いわゆるグループホームでございますが、知的障がい、精神障がいのある人の利用者数はともに横ばいでとなっております。

続きまして、その下の計画相談支援をご覧ください。

27年度末までにすべての障がい福祉サービスの利用者にサービス等利用計画の作成が義務付けられていることから、すべての障がい種別におきまして、著しい増加となっており、対見込み率では、身体障がいのある人は168.9%、知的障がいのある人は375.2%、精神障がいのある人は375.0%、児童では475.0%と見込み量を大きく上回っております。

このことから、計画相談支援につきましては、見込み量の見直しが必要な項目と考えられます。

続きまして、9ページをご覧ください。

地域移行支援でございますが、利用者数は見込み数ほど伸びておらず、施設入所からグループホームへ移るなど、地域移行支援を利用せず地域移行するケースが増加しています。

次に、その下の地域定着支援でございますが、利用者はありませんでした。グループホームに地域移行するなど、地域定着支援を利用せず地域生活へ移行している状況となっています。

続きまして、その下、移動支援事業をご覧ください。利用者数及び利用時間数はいずれの障がい種別においても、横ばい、あるいは減少しております。

身体障がいのある人は、介護保険施設へ入所された、高齢により利用されなくなった、死亡された、等の理由により、利用人数・時間ともに減少しております。

知的障がいのある人は、利用者数は横ばいで、利用時間数は26年度22,947時間から27年度24,063時間へとやや増加しており、グループホームからの外出や週末の遠方への外出が増加したためと考えられます。

精神障がいのある人は、利用者数は横ばいとなっており、利用時間数は26年度561時間から27年度675時間へと増加しており、27年度見込み量を見直したことにより、見込み率は98.6%となっております。

児童は、利用者数及び利用時間数ともに減少しており、理由としては、放課後等デイサービスの利用により、保護者に代わる一時的な学校への送迎等の利用が減ったことによるものと考えられます。

日常生活用具給付等事業でございますが、在宅療養等支援用具の対見込み率が139.1%と見込み量を上回っております。

続きまして、11ページをご覧ください。

児童発達支援及び医療型児童発達支援でございますが、利用児童数は、横ばいとなっております。利用日数は26年度841日から27年度999日に増加しており、対見込み率は、113.5%となっております。理由としましては、利用日数の増加に伴う継続的な療育の利用が増えたためと思われれます。

次に、その下の放課後等デイサービスでございますが、市内及び近隣市でサービス提供事業所が増加していることから、利用児童数の伸びが26年度118人から27年度153人と増加率は130.0%と著しくなっております。対見込み率では、見込み量を26年度47人から27年度100人に大幅に増加したものの、153.0%となっております。利用日数は、26年度912日から27年度1439日と増加率は157.7%となっており、見込み量を26年度564日から27年度1,200日に2倍以上増やしたものの、対見込み率では119.9%と見込み量を上回る増加となっております。長期休みの利用も含めた新規利用や、療育の質に特化した事業所が増える傾向にあることから、利用者数が増加したためと考えられます。

これらのことから、児童発達支援及び医療型児童発達支援、放課後等デイサービスにつつま

しては、見込み量の見直しが必要な項目と考えられます。

次に、その下の保育所等訪問支援でございますが、市内では市立こども発達支援センターのみで実施しているため、利用人数に限りがあり、利用人数は横ばいで推移しております。年単位で継続利用を希望される児童が多く、今後は増加する見込みとなっております。

最後に、障がい児相談支援でございますが、27年3月末から障がい児通所支援を利用される就学児に、サービス等利用計画の作成を始めたため27年度は12人と少なく、対見込み率も66.6%と見込み量を下回っておりますが、28年度にはさらにサービス等利用計画の作成を進めていく予定であり、利用者数の伸びが著しくなる見込みとなっております。

今回、第4期障がい福祉計画の進捗状況を報告いたしました中で、見込み量の見直しが必要と思われました項目につきましては、29年度の見込み量の見直し等を含め、今後検討してまいります。

門真市第4期障がい福祉計画の進捗状況についての報告は以上でございます。

会 長： ただいまの事務局からのご説明につきまして、委員の皆さま、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

し 委員： 毎回、計画の時にお願いをしております、同じことをまた言わせていただきます。サービスが、事業所があるところの数値をここにいただいておりますけれども、人として門真市に暮らす障がいのある人が、暮らすサービスが必要な数値というものをごどこかに見させてほしいなあと。そのためには、じゃあ事業所をどんなものがあるのかという検討をどこかの協議会でしていただかないと、あるものには数値が出てきます、検討します、ないものにはそのまま暮らしていきなさいってそういう門真市の地域の状況では、とても暮らしづらいまま過ごしていますので、その辺をまた考える時間をいただけたらと思っています。よろしくお願いします。

会 長： 他、ございませんでしょうか。無いようですので、この案件は終了したいと思います。

そうしましたら、議題⑤、障害者優先調達推進法に係る平成27年度の取組状況について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局： 東谷でございます。

それでは、私より、議題⑤、障害者優先調達推進法に係る平成27年度の取組状況について、ご説明させていただきます。

資料6をご覧ください。

障害者優先調達推進法につきましては、障害者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を図るため、国や地方公共団体、独立行政法人等の機関が障害者就労施設等の提供する物品・サービスを優先的に購入（調達）することを目的としまして、平成25年4月1日に施行されております。

平成27年度の調達実績につきましては、資料6の2枚目の通り、役務については、実績がございませんでしたが、物品については、庁内3課から市内3施設に対し、耳かき付綿棒セット、お弁当、災害用備蓄物資、ごみ袋等の発注を行った結果、物品の当初の目標額160万円を超える1,686,070円の実績を上げております。

なお、障害者優先調達推進法第6条におきまして、障害者就労施設等からの物品等の調達の

推進を図るための方針の作成が義務づけられておりますことから、資料6の3枚目の通り、平成28年度門真市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を平成28年5月16日に制定し、5月27日より市HPにて公表を行っております。

28年度につきましても、前年度実績を上回る調達目標として、物品は170万円、役務は10万円と設定しており、物品につきましては、現時点におきまして、地域活動課にて、耳かき付綿棒セット、お弁当、ティッシュ、サージカルマスク、危機管理課にて、アルファ化米、缶入りパン等の災害用備蓄物資の発注が予定されております。

今後につきましても、28年度の調達目標の達成に向けまして、障がい者就労施設等と一層連携を密にするとともに、庁内における制度趣旨の周知徹底を図り、全庁的に物品等の発注拡大に取り組んでいきたいと考えております。

障害者優先調達推進法に係る平成27年度の実績状況についての説明は、以上でございます。

会 長： ただいまの、事務局からのご説明についてご質問、ご意見等ございませんか。

I 委員： 役務が27年度実績でゼロということですが、役務ということはクリーニングやテープ起こしなど、清掃、除草などが対象となると思うんですが、全くゼロというのはその背景とかそういったところはどのようなことなんでしょうか。

事務局： 役務につきましては、庁内でも簡単な封入・封かん等、外部の業者に発注・委託等を行っている予算を取っている庁内の課に優先調達での発注等の照会はかけていますが、作業が複雑だったりなどの状況で役務は取れていないのが現状です。

I 委員： 作業が複雑ということではないと思います、清掃・除草などは他の関連施設などでも十分にできるのではないかと思いますので、周知が足りない部分があるのではないかと思います。意見です。

事務局： 今後も調査・研究をしまして、役務の方も実績を上げられるようにやっていきたいと思っております。

E 委員： 優先調達の方で、門真市からいろいろ便宜をはかっていただきまして、ほんとにありがとうございます。役務につきまして、3年ほど前にクリーニングの話がありました。しかし、話をいただいた私たちの方で、それはちょっとできないんじゃないかなということで、お断りしたことが1度ありました。

それから、去年でしたか、老人医療の請求書の発送の話がありまして、見積もり書を出しましたが、他の業者と言いますか、シルバーさんでしたが、見積もり書の競い負けをしました。

結構、そういうふうにして、話はいただくんですが、値段が見合わないとか、ちょっと難しいという点がありました。考える会に属する事業所からの要望は、もっと簡単なDMの発送などがいいとか、そういう要望は常に出ておりますので、今後そういうところもご検討をいただきたいと思います。

会 長： よろしくお願いたします。

これは単年度、27年度の実績は出ていますが、これが始まって4、5年経つんですかね。

事務局： 25年からですね。

会長： 経年的な推移がわからないので、ずっと役務がないのかとか、経年の内訳と総額等を次回から資料として出してもらえたらと思います。よろしくをお願いします。
他、ございませんでしょうか。

K委員： ちょっと1つ教えていただきたいんですが。

優先調達実績は年々、少しずつは増えているように思いますが、それぞれの課が事業所へ発注するのは、課の方から施設にそれぞれいくらと設定して、発注しているんですか。それとも事業所ができる個数を把握したうえで、最大限の発注をかけているのか、どのようなシステムになっていますか。

事務局： 優先調達につきましては、まず、庁内の課に優先調達の対象になるような物品等はないかアンケートで照会をかけます。そのうえで、出てきた品目について、考える会へ提案をさせていただいております。その中で、考える会で受けていただける品目・役務について受けていただいているという状況です。

会長： よろしいでしょうか。それでは、議題⑥、障害者差別解消法施行に係る本市の相談対応状況について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局： 池尻でございます。

それでは、私より、議題2-⑥、障害者差別解消法に係る本市の相談対応状況について、ご説明させていただきます。

資料は、7-1、7-2、7-3になります。

平成28年4月に施行されました、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」いわゆる「障害者差別解消法」につきましては、障害者基本法の第4条に定められております「差別の禁止の基本原則」を具体化するための新規立法でございまして、この法律は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、行政機関及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としております。

「差別を解消するための措置」としましては2つのポイントがございまして、1つ目は障がいを理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするというような「不当な差別的取り扱いの禁止」であり、国や地方公共団体等、民間事業者におきましては、法的義務となっております。次に、2つ目は車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをしたり、筆談・読み上げなどの障がい特性に応じた手段でコミュニケーションを行うなどの「合理的配慮の提供」であり、国や地方公共団体等におきましては、法的義務、民間事業者におきましては努力義務となっております。

この「合理的配慮の提供」につきましては、障がいのある方から何らかの配慮を求める意思が示された場合には、負担になり過ぎない範囲で行うことが求められており、こうした合理的

配慮を行わないことで、障がいのある方の権利利益が侵害される場合も差別に当たることになります。

この「不当な差別的取り扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供」を実現するための具体的な対応としまして、国におきましては、「差別の解消の推進に関する基本方針」や行政機関等ごと、分野ごとに職員が適切に対応するための「対応要領」の策定が義務付けられており、地方公共団体での対応要領の策定につきましては、努力義務となっております。

資料7-1をご覧ください。

本市におきましては、本年4月の法施行にあわせて、内閣府の対応要領や大阪府の対応要領の素案を参考に、また障がい福祉課と人事課、人権女性政策課の3課及び本市の当事者団体7団体へのアンケート調査でのご意見も反映させた「門真市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（案）」を作成し、本市独自の対応要領策定への取組みにつきまして、本年2月の本協議会におきまして、ご報告いたしました。

2月の協議会以降は、庁内各課に対し、対応要領（案）についての意見を聴取し、その意見を踏まえた対応要領を4月1日付けで施行し、全職員に対する周知を行っております。

対応要領の職員向け研修につきましては、本年4月に新規採用職員研修を行い、今年8月22日に予定しております管理職向けの研修では、法の主旨、対応要領についての説明を実施することとしております。

その他、法の周知・啓発に関する取組みといたしましては、27年12月の人権週間に合わせまして、12月広報及びホームページにて法施行に関する周知・啓発を実施し、さらに、28年4月の法施行に合わせまして4月広報及びホームページにて再度、法の周知・啓発を実施しました。

5月には、憲法週間に合わせ、「障がい者の人権」をテーマに、「障害者差別解消法」障がいのある人もない人もともに生きる社会を、と題した市民向け講座を実施し、市民及び少数の職員の参加があり、参加実績は33人でした。

4月以降の相談対応状況につきましては、資料7-2の対応状況の報告用シートを使用し、4月から6月までの4半期について集約したところ、危機管理課に2件の相談がありました。その内容としましては、知的障がい者の家族・支援者から災害時に子どもの安否確認をしてほしいとの相談があり、対応としては、支援者名簿の掲載者については可能な限りで安否確認を行うが、必ず安否確認を行うことを約束することはできかねる旨をご説明し、また、もうひとつの相談では、視覚障がいのある方から災害時に避難所まで連れて行ってほしいとの相談があり、避難所まで連れて行くには職員数に限りがあるためできかねる旨をご説明し、どちらも一定の理解が得られた事例となっております。

次に、資料7-3をご覧ください。

相談対応における「差別を解消するための支援措置」としての相談・紛争解決でございますが、障がいのある方と事業者との間で起こりうる差別的取り扱い等に関する相談の窓口としましては、人権問題等を所管する人権女性政策課と障がい福祉課が連携して対応することとなり、既存の相談機関も活用して対応することとなっております。しかし、本市で解決に至らない場合の事業者への助言・調整等につきましては、大阪府の広域支援相談員を活用した対応を予定しております。

この資料では、大阪府の支援による相談対応の流れがイメージされております。

解決が困難な事例について、大阪府へ支援要請を実施し、大阪府の広域支援相談員によるよ

り専門的、広域的な事案への対応として支援を受けることができることとなっており、より紛争解決しやすい体制が整備されております。

障害者差別解消法に係る本市の相談対応状況についての説明は、以上でございます。

会 長： はい、ありがとうございました。ただいまの事務局からのご説明について、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

会 長： それでは、最後に、議題⑦、「その他」の門真市障害者地域協議会部会の再編成及び当事者の参画について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局： 池尻でございます。

それでは、私より、門真市障害者地域協議会部会の再編成及び当事者の参画について、ご報告いたします。

今年2月の本協議会におきまして、門真市障害者地域協議会部会の再編成につきまして、再編成（案）をお示しし、ご了承いただきました。

今年度、4月からその体制にて会議を実施・運営いたしております。

本協議会の部会である、サブ協議会を中心としまして、課題解決のための議題の検討を進めるとともに、各種部会においても課題の検討が進むようさらに検討を深めていっております。

今年度、サブ協議会では、課題の検討の他に、研修会として相談専門部会より、サービス等利用計画の本市の問題点等現状と改善に向けての研修や、危機管理課より本市の災害対策について学び、災害時の障がい者に対する支援等についての意見交換の実施、地域生活支援拠点についての付加機能の検討、高齢障がい者への支援に関する総合事業についての勉強会等を計画しており、より障がいのある方への支援が充実できるよう取り組む予定としております。

今後も、本協議会及び部会の充実に向け、検討を進めてまいりたいと考えておりますので、宜しくをお願いいたします。

以上で報告を終わります。

会 長： ありがとうございました。ただいまの事務局からのご説明について、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

し 委員： 自立支援協議会のサブ協議会での案件、どういうことを話し合われたのかが、ここに全く上がってきたことがないので、私たちは何をされているのか全く分からない、相談支援事業所の何の部会で何回参加したかは報告されていますが、何を検討されたのか、どういう話し合いがされたのか、どういう研修をどういうテーマでどういう講師を呼んで実施されたのか、全く当事者の私たちには分からないので、この協議会で暮らしを守るような協議ができるような協議会にするためには、サブ協議会の中身もしっかり私たちに提案、聞かせていただくことが必要ではないかと考えるのですが、皆さん、いかがでしょうか。

会 長： 多くの市では、各専門部会からの報告ということで、どういうことを議論しているか、こういうことで新たなサブ協議会を作りましたとか、地域課題が分かるようなご説明がありますので、できれば門真市さんもぜひ、協議会の中でこういったことが検討されているのか、地域課

題は何なのかなどが、われわれに分かるような資料の提供とともに、ご説明があればと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局： はい、検討してまいります。ありがとうございます。

会 長： 他、ございませんでしょうか。
それでは、今後の会議の予定について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局： 第2回目の本協議会は、来年2月中を予定しております。
12月から1月にかけて日程調整をさせていただき予定にしておりますので、どうぞよろしく
お願いいたします。

会 長： はい、という予定ということでございます。よろしいでしょうか。

事務局： すみません。ただいま会議中にご意見がありました門真市障がい児者相談支援事業所一覧は
すでに作成しており、市民の方にはお配りしているものになりますので、ここでお配りさせて
いただきたいと思います。資料が不足して、申し訳ありませんでした。

会 長： それでは、これで本日の協議会を終わらせていただきたいと思います。
貴重なご意見ありがとうございました。
皆様、今後ともよろしくお願いいたします。